

売土地	●売地 ②借地権譲渡	価 格	2,500 万円	土地面積	●公簿 ②実測	125.05 m <sup>2</sup>	一 般 公 開
		坪 単 価	万円	私道面積		20 m <sup>2</sup>	●する ②しない

所在地	広島県広島市中区昭和町5丁目			物件番号	
	※広島県以外は県名から			自社番号	S01-01
交通	①沿線	広電宇品線	5分	条 件 等	①建築条件付 ●更地渡 ③現況渡 ④相談 ※条件は備考欄へ
※①～③のいずれか必須	②バス	南区役所前 昭和町	3分	地 勢	●平坦 ②高台 ③低地 ④ひな段 ⑤傾斜地 ⑥その他
	③施設等の名称より	広島市役所より0.5 km		角 地	①一方 ●角地 ③三方 ④四方 ⑤二方
登記地目	●宅地 ②田 ③畑 ④山林 ⑤雑種地 ⑥その他 ( )			現 況	●更地 ②上物有(古家付き)
都市計画	●市街化 ②非線引 ③調整 ④区域外 ⑤準都市			引 渡	①即時 ②相談 ●指定 西暦 2004年 10月 (Ⓟ中・下旬)
建ぺい率	80%	容 積 率	300%	環 境	①住宅地 ②商業地 ●ビル街 ④その他
用途地域	①1種低 ②2種低 ③1種中高 ④2種中高 ⑤1種住 ⑥2種住 ⑦準住 ●近商 ⑨商業 ⑩準工 ⑪工業 ⑫工専 ⑬無指定			最適用途	①宅地 ②マンション用地 ③ビル用地 ●店舗用地 ⑤工業用地 ⑥その他
土地権利	●所有権 ②地上権 ③賃借権 ④普通地上権 ⑤定期地上権 ⑥普通賃借権 ⑦定期賃借権 (※所有権以外の場合は、借地料・借地期間・保証金・権利金等の補足説明を備考欄へ記載)			法 令 上 等	都市計画道路区域 一部第1種住居地域有 建ぺい率60% 容積率200%
設 備	●都市ガス ②プロパンガス ③電気 ④上水道 ⑤下水道 ⑥浄化槽 ⑦側溝			備 考	セットバック要 接道:南側道路 公道 幅50m 位置指定 有り、接面10m

## 【代行登録に関する取り決め】

◎記載漏れの場合の原則

- 1) 一般公開…①する 2) 土地面積の計測…①公簿  
3) 登記地目…①宅地 4) 土地権利…①所有権

◎販売区画数…1区画とする

◎所在地…記載どおり登録する

【レインズ物件(専属専任、専任、代理)】

レインズより登録証明書が発行されます。必ず証明書を依頼者へお渡し下さい。

## 【免責事項】

代行登録により登録された物件におきまして、いかなる不備や損失が発生した場合でも当協会及び広島県不動産流通センターは一切の責任を負いませんので、ご了承下さい。

## 【禁止事項】

以下の場合、不動産オンライン広島のご利用を停止させて頂く場合がございますので、ご注意ください。

- 物件管理が行われない場合(成約・削除報告は必ず行ってください。)
- 根付業者もしくは消費者(売主)と媒介契約を締結していない物件について登録した場合。
- 不実、もしくは著しく事実に相違する情報を登録した場合。
- 他の会員並びに協会の名誉を傷つけ、信用を失墜させる行為をした場合。
- 利用料金を滞納した場合や流通センターの指導に従っていただけない場合。

## 【価格】

●上下水道施設・都市ガス供給施設の設置のための費用その他宅地造成に係わる費用が課せられるときは、その額を含めて表示する。

※その他、登録の際の注意事項及び、物件管理の仕方はFAX会員用マニュアルをご参照下さい。

※成約・削除報告は必ず行って下さい。

## 【セットバックについて】

●セットバックを要する部分を含む土地については、その旨を表示し、セットバックを要する部分の面積が概ね10%以上である場合は、その面積も表示。

## 【建築条件付について】

●当該取引の対象が土地である旨並びに当該条件の内容及び当該条件が成就しなかったときの措置の内容を明示して表示。

## 【都市計画、用途地域、建ぺい率、容積率について】

●市街化区域の場合、建ぺい率、容積率、用途地域が必須。

## 【土地権利について】

●取引の対象が借地権であるときは、当該借地権の種類、内容、借地期間及び1ヶ月当たりの借地料

●取引の対象が定期借地権であるときは、保証金、権利金の有無及び額

## 【国土法について】 届出を要する場合、その旨を表示。

対象面積

- ①市街化区域 2,000平方メートル以上  
②①を除く都市計画区域 5,000平方メートル以上  
③都市計画区域以外の区域 10,000平方メートル以上

手続き

●当事者のうち権利取得者が、契約締結後2週間以内に都道府県知事へ届出を行う義務があります。

## 【現況有姿分譲地について】

●権利上の区画に区別して売買される山林、原野等の土地であって、分譲宅地又は売地以外のことをいう。該当する場合は、開発総面積を記載。

## 【報酬額について】

①「分かれ」

元付業者は、売主より3%+6万円以内を受領し、客付業者は買主より3%+6万円以内を受領するパターンを言う。

②「当方不払い」

元付業者は、売主または売主代理である場合と考えられる。

客付業者は、買主より3%+6万円以内を受領するパターンを言う。

③「当方片手負担」

元付業者が売主である場合と考えられる。元付業者は、客付業者に3%+6万円以内を支払うパターンを言う。この場合、客付業者は、買主より報酬を3%+6万円以内を受領できる状況にある。

④「代理負担折半」

元付業者は、代理契約である場合と考えられる。元付業者は、売主より6%+12万円以内を受領し、そのうち客付業者に3%+6万円以内を支払うパターンを言う。この場合、客付業者は買主より報酬を受領できない状況にある。

担当者名	広島 宅建	担当者Tel	090-1111-2222	報 酬 額	●分かれ ②当方不払 ③当方片手負担 ④代理負担折半 ⑤相談		
商 号	広島県不動産流通センター 〒730-0046 広島県広島市中区昭和町11-5			取引態様	●一般 ②専任 ③専属専任 ④代理 ⑤売主		
	TEL	082-243-9507	免 許 号	知事(5)1111			
	FAX	082-243-9915	会 員 号	9999			

※登録用紙の記入方法は必ず裏面をお読み下さい。専属専任・専任・代理物件はレインズへ登録され、証明書が発行されますので、依頼者へお渡し下さい。

売住宅	●一戸建住宅 ②テラスハウス	価格 税込	2,500 万円	土地 面積	●公簿 ②実測	100.2 m <sup>2</sup>	築年 西暦	1955年10月	一般 公開
	①新築 ●中古	建物 面積	80.23 m <sup>2</sup>	私道 面積		m <sup>2</sup>	規模	2 階建て	●する ②しない

所在地	広島県広島市中区昭和町5丁目			物件番号	
	※広島県以外は県名から			自社番号	S01-01
交通 ※①～③の いずれか 必須	①沿線 広電宇品 南区役所前 線 駅(電停)より徒歩 5 分	②バス 昭和町 バス停より徒歩 3 分	③施設等の名称より 広島市役所より0.5 km	間取 ( 4 )	①ワンルーム ②K ③DK ④LK ●LDK ⑥SK ⑦SDK ⑧SLK ⑨SLDK
内訳面積	1F 40.23 m <sup>2</sup> /2F 40.00 m <sup>2</sup> /3F m <sup>2</sup>	間取内訳		1F 8和12LDK 2F 8和8、6洋	
構造	●木造 ②ブロック造 ③鉄骨造 ④RC ⑤SRC ⑥PC ⑦HPC ( )			地勢	●平坦 ②高台 ③低地 ④ひな段 ⑤傾斜地 ⑥その他
登記地目	●宅地 ②田 ③畑 ④山林 ⑤雑種地 ⑥その他 ( )			角地	①一方 ●角地 ③三方 ④四方 ⑤二方
都市計画	●市街化 ②非線引 ③調整 ④区域外 ⑤準都市			現況	①所有者居住中 ●空家 ③賃貸中 ④西暦 年 月 完成
建ぺい率	80 %	容積率	300 %	引渡	①即時 ②相談 ●指定 西暦 2004年 10月 ( ) 中・下旬
用途地域	①1種低 ②2種低 ③1種中高 ④2種中高 ⑤1種住 ⑥2種住 ⑦準住 ●近商 ⑨商業 ⑩準工 ⑪工業 ⑫工専 ⑬無指定			環境	①住宅地 ●商業地 ③ビル街 ④その他
土地権利	①所有権 ②地上権 ③賃借権 ④普通地上権 ●定期地上権 ⑥普通賃借権 ⑦定期賃借権 ※所有権以外の場合、補足説明を備考欄へ記載			駐車場	●有 ②無
設備	●都市ガス ②プロパンガス ●電気 ④上水道 ⑤下水道 ⑥浄化槽 ⑦側溝 ⑧汲取 ●駐車場2台可 ●日当たり良好 ⑩閑静住宅街			備考	借地期間50年(残存期間1年) 借地料月額1万円、保証金等無

<p><b>【代行登録に関する取り決め】</b>                  ◎記載漏れの場合の原則                  1) 一般公開...①する 2) 土地面積の計測...①公簿                  3) 土地権利...①所有権 4) 築年月の月...1月                  ◎販売戸数...1戸とする                  ◎所在地...記載どおり登録する  <b>【レインズ物件(専属専任、専任、代理)】</b>                  レインズより登録証明書が発行されます。必ず証明書を依頼者へお渡し下さい。  <b>【免責事項】</b>                  代行登録により登録された物件におきまして、いかなる不備や損失が発生した場合でも当協会及び広島県不動産流通センターは一切の責任を負いませんので、ご了承下さい。  <b>【禁止事項】</b>                  以下の場合、不動産オンライン広島のご利用を停止させて頂く場合がございますので、ご注意ください。                  ●物件管理が行われない場合(成約・削除報告は必ず行ってください。)                  ●根付業者もしくは消費者(売主)と媒介契約を締結していない物件について登録した場合。                  ●不実、もしくは著しく事実に相違する情報を登録した場合。                  ●他の会員並びに協会の名誉を傷つけ、信用を失墜させる行為をした場合。                  ●利用料金を滞納した場合や流通センターの指導に従っていただけない場合。  <b>【価格】</b>                  ●一戸当たりの価格[敷地の価格(借地権の価格)及び建物(電気・上下水道及び都市ガス供給施設のための費用等を含む)に係わる消費税等含む]を表示すること。                  ※その他、登録の際の注意事項及び、物件管理の仕方はFAX会員用マニュアルをご参照下さい。                  ※成約・削除報告は必ず行って下さい。</p>	<p><b>【セットバックについて】</b>                  ●セットバックを要する部分を含む土地については、その旨を表示し、セットバックを要する部分の面積が概ね10%以上である場合は、その面積も表示。  <b>【土地権利について】</b>                  ●取引の対象が借地権であるときは、当該借地権の種類、内容、借地期間及び1ヶ月当たりの借地料                  ●取引の対象が定期借地権であるときは、保証金、権利金の有無及び額  <b>【国土法について】</b> 届出を要する場合、その旨を表示                  対象面積                  ①市街化区域 2,000平方メートル以上                  ②①を除く都市計画区域 5,000平方メートル以上                  ③都市計画区域以外の区域 10,000平方メートル以上                  手続き                  ●当事者のうち権利取得者が、契約締結後2週間以内に都道府県知事へ届出を行う義務がある。  <b>【新築と築年月について】</b>                  ●広告で「新築」と表示できるのは、建築後1年未満で、かつ未使用の場合のみです。                  ●完成済の場合は、築年月に表示します。未完成の場合は、「入居予定年月」を備考欄に表示してください。(必須です)  <b>【テラスハウス、タウンハウス】</b>                  ●どちらも連棟式住宅に使われる。「テラスハウス」...各住戸の敷地や庭は各住戸が単独で所有している一戸建住宅扱い。「タウンハウス」...敷地は各住戸の専有面積の割合による共有となっている共同住宅扱い。  <b>【報酬額について】</b>                  ①「分かれ」                  元付業者は、売主より3%+6万円以内を受領し、客付業者は買主より3%+6万円以内を受領するパターンを言う。                  ②「当方不払い」                  元付業者は、売主または売主代理である場合と考えられる。客付業者は、買主より3%+6万円以内を受領するパターンを言う。                  ③「当方片手負担」                  元付業者が売主である場合と考えられる。元付業者は、客付業者に3%+6万円以内を支払うパターンを言う。この場合、客付業者は、買主より報酬を3%+6万円以内を受領できる状況にある。                  ④「代理負担折半」                  元付業者は、代理契約である場合と考えられる。元付業者は、売主より6%+12万円以内を受領し、そのうち客付業者に3%+6万円以内を支払うパターンを言う。この場合、客付業者は買主より報酬を受領できない状況にある。</p>
--	--

担当者名	広島 宅建	担当者Tel	090-1111-2222	報酬額	●分かれ ②当方不払 ③当方片手負担 ④代理負担折半 ⑤相談		
商号	広島県不動産流通センター 〒730-0046 広島県広島市中区昭和町11-5			取引態様	●一般 ②専任 ③専属専任 ④代理 ⑤売主		
				TEL	082-243-9507	免許番号	知事(5)1111
				FAX	082-243-9915	会員番号	9999

※登録用紙の記入方法は必ず裏面をお読み下さい。専属専任・専任・代理物件はレインズへ登録され、証明書が発行されますので、依頼者へお渡し下さい。

売 マ ン シ ヨ ン	●マンション ②公団 ③公社 ④タウンハウス	価格 税込	3,500 万円	専有 面積	●壁芯 ②内法	86.5 m <sup>2</sup>	築年 西暦	2002年10月	一 般 公 開
	①新築 ●中古	建物 名称	第1宅建マンション	●バルコ ニ 面積	10.5 m <sup>2</sup>	規模	15階建ての5階	●する ②しない	

所在地	広島県広島市中区昭和町5丁目			物件番号	
	※広島県以外は県名から			自社番号	S01-01
交通 ※①～③の いずれか 必須	①沿線 広電宇品 南区役所前 線 駅(電停)より徒歩 5分	間 取 (4)	①ワンルーム ②K ③DK ④LK ●LDK ⑥SK ⑦SDK ⑧SLK ⑨SLDK	間取内訳	8、8和 8、6洋 12LDK
管理費	5,000 円 又は無	修繕積立金	15,000 円 又は無	土地持分 敷地面積	349.02 m <sup>2</sup> (110341分の8695)
構造	①木造 ②ブロック造 ③鉄骨造 ④RC ●SRC ⑥PC ⑦HPC ( )			駐車場	●空有 ②空無 ③近隣 ④無 ⑤有 1ヶ月又は無
総戸数	50 戸	管理形態	①自主 ②一部 ●全部	駐車月額	5,000 円/1台 駐車礼金 ヶ月又は無
管理組合	●有 ②無	管理方式	①常駐 ②日勤 ●巡回	現況	①所有者居住中 ●空家 ③賃貸中 ④西暦 年 月 完成
用途地域	①1種低 ②2種低 ③1種中高 ④2種中高 ⑤1種住 ⑥2種住 ⑦準住 ●近商 ⑨商業 ⑩準工 ⑪工業 ⑫工専 ⑬無指定			引渡	①即時 ②相談 ●指定 西暦 2004年 10月 (●)中・下旬
土地権利	●所有権 ②地上権 ③賃借権 ④普通地上権 ⑤定期地上権 ⑥普通賃借権 ⑦定期賃借権 ※所有権以外の場合、補足説明を備考欄へ記載			環境	①住宅地 ●商業地 ③ビル街 ④その他
設備	●都市ガス ②プロパンガス ③冷房 ④暖房 ●エアコン ●ウォークインクローゼット ●システムキッチン ⑧2面バルコニー ●オートロック ⑩メゾネット ⑪ペット相談可			備考	

<p><b>【代行登録に関する取り決め】</b>                  ◎記載漏れの場合の原則                  1) 一般公開…①する 2) 専有面積の計測…①壁芯                  3) 土地権利…①所有権 4) 築年月の月…1月                  5) 管理費、修繕積立金等…無しとする                  ◎販売戸数…1戸とする                  ◎所在地…記載どおり登録する                  ◎駐車場料金に記載があっても、空有等の記載が無ければ入力しない。  <b>【レイズ物件(専属専任、専任、代理)】</b>                  レイズより登録証明書が発行されます。必ず証明書を依頼者へお渡し下さい。  <b>【免責事項】</b>                  代行登録により登録された物件におきまして、いかなる不備や損失が発生した場合でも当協会及び広島県不動産流通センターは一切の責任を負いませんので、ご了承下さい。  <b>【禁止事項】</b>                  以下の場合、不動産オンライン広島のご利用を停止させて頂く場合がございますので、ご注意ください。                  ●物件管理が行われない場合(成約・削除報告は必ず行ってください。)                  ●根付業者もしくは消費者(売主)と媒介契約を締結していない物件について登録した場合。                  ●不実、もしくは著しく事実に相違する情報を登録した場合。                  ●他の会員並びに協会の名誉を傷つけ、信用を失墜させる行為をした場合。                  ●利用料金を滞納した場合や流通センターの指導に従っていただけない場合。  <b>【価格】</b>                  ●一戸当たりの価格[敷地の価格(借地権の価格)及び建物(電気・上下水道及び都市ガス供給施設のための費用等を含む)に係わる消費税等含む]を表示する。                  ※その他、登録の際の注意事項及び、物件管理の仕方はFAX会員用マニュアルをご参照下さい。                  ※成約・削除報告は必ず行って下さい。</p>	<p><b>【土地権利について】</b>                  ●取引の対象が借地権であるときは、当該借地権の種類、内容、借地期間及び1ヶ月当たりの借地料                  ●取引の対象が定期借地権であるときは、保証金、権利金の有無及び額  <b>【国土法について】</b> 届出を要する場合、その旨を表示                  対象面積                  ①市街化区域 2,000平方メートル以上                  ②①を除く都市計画区域 5,000平方メートル以上                  ③都市計画区域以外の区域 10,000平方メートル以上                  手続き                  ●当事者のうち権利取得者が、契約締結後2週間以内に都道府県知事へ届出を行う義務があります。  <b>【新築と築年月について】</b>                  ●広告で“新築”と表示できるのは、建築後1年未満で、かつ未使用の場合のみです。                  ●完成済の場合は、築年月に表示します。未完成の場合は、「入居予定年月」を備考欄に表示してください。(必須です)  <b>【テラスハウス、タウンハウス】</b>                  ●どちらも連棟式住宅に使われる。「テラスハウス」…各住戸の敷地や庭は各住戸が単独で所有している一戸建住宅扱い。「タウンハウス」…敷地は各住戸の専有面積の割合による共有となっている共同住宅扱い。  <b>【管理費・修繕積立金について】</b>                  ●管理費と修繕積立金は分離して表示しなければならない。  <b>【管理方式】</b>                  ●管理人常駐・管理人日勤・管理人巡回の表示は必須です。  <b>【報酬額について】</b>                  ①「分かれ」                  元付業者は、売主より3%+6万円以内を受領し、客付業者は買主より3%+6万円以内を受領するパターンを言う。                  ②「当方不払い」                  元付業者は、売主または売主代理である場合と考えられる。客付業者は、買主より3%+6万円以内を受領するパターンを言う。                  ③「当方片手負担」                  元付業者が売主である場合と考えられる。元付業者は、客付業者に3%+6万円以内を支払うパターンを言う。この場合、客付業者は、買主より報酬を3%+6万円以内を受領できる状況にある。                  ④「代理負担折半」                  元付業者は、代理契約である場合と考えられる。元付業者は、売主より6%+12万円以内を受領し、そのうち客付業者に3%+6万円以内を支払うパターンを言う。この場合、客付業者は買主より報酬を受領できない状況にある。</p>
---	--

担当者名	広島 宅建	担当者Tel	090-1111-2222	報酬額	●分かれ ②当方不払 ③当方片手負担 ④代理負担折半 ⑤相談
商号	広島県不動産流通センター 〒730-0046 広島県広島市中区昭和町11-5			取引態様	●一般 ②専任 ③専属専任 ④代理 ⑤売主
	TEL	082-243-9507	免許番号	知事(5)1111	
	FAX	082-243-9915	会員番号	9999	

売その他 (一括)	●店舗 ②店舗付住宅 ③住宅付店舗 ④事務所 ⑤店舗・事務所 ⑥ビル ⑦工場 ⑧一括マンション ⑨倉庫 ⑩アパート ⑪寮 ⑫旅館 ⑬ホテル ⑭別荘	価格 税込	3,500 万円	土地 面積	●公簿 ②実測 150.5 m <sup>2</sup>	一般 公開
		建物 面積	300.5 m <sup>2</sup>	私道 面積		●する ②しない

所在地	広島県広島市中区昭和町5丁目			物件番号	
	※広島県以外は県名から			自社番号	S01-01
交通 ※①～③の いずれか 必須	①沿線 広電宇品線 南区役所前 駅(電停)より徒歩 5分	間取	( )	①ワンルーム ②K ③DK ④LK ⑤LDK ⑥SK ⑦SDK ⑧SLK ⑨SLDK	
	②バス 昭和町 バス停より徒歩 3分	間取内訳	1F 店舗 2F 倉庫		
	③施設等の名称より 広島市役所より0.5 km				
築年月	西暦 1955年 10月	規模	地上 2階建て	地勢	●平坦 ②高台 ③低地 ④ひな段 ⑤傾斜地 ⑥その他
構造	①木造 ②ブロック造 ●鉄骨造 ④RC ⑤SRC ⑥PC ⑦HPC ( )		角地	①一方 ●角地 ③三方 ④四方 ⑤二方	
登記地目	●宅地 ②田 ③畑 ④山林 ⑤雑種地 ⑥その他 ( )		現況	①所有者居住中 ●空家 ③賃貸中 ④西暦 年 月完成	
都市計画	●市街化 ②非線引 ③調整 ④区域外 ⑤準都市		引渡	①即時 ②相談 ●指定 西暦 2004年 10月 (Ⓟ)中・下旬	
建ぺい率	80 %	容積率	300 %	環境	●住宅地 ②商業地 ③ビル街 ④その他
用途地域	①1種低 ②2種低 ③1種中高 ④2種中高 ⑤1種住 ⑥2種住 ⑦準住 ●近商 ⑨商業 ⑩準工 ⑪工業 ⑫工専 ⑬無指定				
土地権利	①所有権 ②地上権 ③賃借権 ④普通地上権 ●定期地上権 ⑥普通賃借権 ⑦定期賃借権 ※所有権以外の場合、補足説明を備考欄へ記載		備考	借地期間50年(残存期間1年) 借地料月額1万円、保証金等無	
設備	●都市ガス ②プロパンガス ③電気 ④冷房 ⑤暖房 ●エアコン ⑦給湯 ⑧シャワー ⑨エレベータ ⑩オートロック				

**【代行登録に関する取り決め】**  
 ◎記載漏れの場合の原則  
 1) 一般公開...①する 2) 土地面積の計測...①公簿  
 3) 土地権利...①所有権 4) 築年月の月...1月  
 ◎所在地...記載どおり登録する

**【レインズ物件(専属専任、専任、代理)】**  
 レインズより登録証明書が発行されます。必ず証明書を依頼者へお渡し下さい。

**【免責事項】**  
 代行登録により登録された物件におきまして、いかなる不備や損失が発生した場合でも当協会及び広島県不動産流通センターは一切の責任を負いませんので、ご了承下さい。

**【禁止事項】**  
 以下の場合、不動産オンライン広島のご利用を停止させて頂く場合がございますので、ご注意ください。  
 ●物件管理が行われない場合(成約・削除報告は必ず行ってください。)  
 ●根付業者もしくは消費者(売主)と媒介契約を締結していない物件について登録した場合。  
 ●不実、もしくは著しく事実に相違する情報を登録した場合。  
 ●他の会員並びに協会の名誉を傷つけ、信用を失墜させる行為をした場合。  
 ●利用料金を滞納した場合や流通センターの指導に従っていただけない場合。

**【セットバックについて】**  
 ●セットバックを要する部分を含む土地については、その旨を表示し、セットバックを要する部分の面積が概ね10%以上である場合は、その面積も表示。

**【土地権利について】**  
 ●取引の対象が借地権であるときは、当該借地権の種類、内容、借地期間及び1ヶ月当たりの借地料  
 ●取引の対象が定期借地権であるときは、保証金、権利金の有無及び額

**【国土法について】** 届出を要する場合、その旨を表示  
 対象面積  
 ①市街化区域 2,000平方メートル以上  
 ②①を除く都市計画区域 5,000平方メートル以上  
 ③都市計画区域以外の区域 10,000平方メートル以上  
 手続き  
 ●当事者のうち権利取得者が、契約締結後2週間以内に都道府県知事へ届出を行う義務がある。

**【報酬額について】**  
 ①「分かれ」  
 元付業者は、売主より3%+6万円以内を受領し、客付業者は買主より3%+6万円以内を受領するパターンを言う。  
 ②「当方不払い」  
 元付業者は、売主または売主代理である場合と考えられる。客付業者は、買主より3%+6万円以内を受領するパターンを言う。  
 ③「当方片手負担」  
 元付業者が売主である場合と考えられる。元付業者は、客付業者に3%+6万円以内を支払うパターンを言う。この場合、客付業者は、買主より報酬を3%+6万円以内を受領できる状況にある。  
 ④「代理負担折半」  
 元付業者は、代理契約である場合と考えられる。元付業者は、売主より6%+12万円以内を受領し、そのうち客付業者に3%+6万円以内を支払うパターンを言う。この場合、客付業者は買主より報酬を受領できない状況にある。

※その他、登録の際の注意事項及び、物件管理の仕方はFAX会員用マニュアルをご参照下さい。  
 ※成約・削除報告は必ず行って下さい。

担当者名	広島 宅建	担当者Tel	090-1111-2222	報酬額	●分かれ ②当方不払 ③当方片手負担 ④代理負担折半 ⑤相談		
商号	広島県不動産流通センター 〒730-0046 広島県広島市中区昭和町11-5			取引態様	●一般 ②専任 ③専属専任 ④代理 ⑤売主		
	TEL	082-243-9507	免許番号	知事(5)1111			
	FAX	082-243-9915	会員番号	9999			

※登録用紙の記入方法は必ず裏面をお読み下さい。専属専任・専任・代理物件はレインズへ登録され、証明書が発行されますので、依頼者へお渡し下さい。

売その他 (一部)	①店舗 ●事務所 ③店舗事務所	価格 税込	3,500 万円	専有 面積	●壁芯 ②内法	86.5 m <sup>2</sup>	築年 西暦	2002年10月	一般 公開
		建物 名称	第1宅建マンション	バルコ 面積		20.0 m <sup>2</sup>	規模	15階建ての1階	●する ②しない

所在地	広島県広島市中区昭和町5丁目				物件番号	S01-01		
	※広島県以外は県名から				自社番号			
交通 ※①～③の いずれか 必須	①沿線	広電宇品 南区役所前	線	5分	土地持分 敷地面積	349.02 m <sup>2</sup> (110341分の8695)		
	②バス	昭和町	バス停より徒歩	3分	駐車場	●空有 ②空無 ③近隣 ④無	駐車敷金	1ヶ月又は無
	③施設等の名称より	広島市役所より0.5 km			駐車月額	5,000 円/1台	駐車礼金	ヶ月又は無
管理費	5,000 円 又は無	修繕 積立金	15,000 円 又は無	引渡 環境	①即時 ②相談 ●指定 西暦 2004年 10月 (Ⓟ中・下旬)			
構造	①木造 ②ブロック造 ③鉄骨造 ●RC ⑤SRC ⑥PC ⑦HPC ( )				備考			
総戸数	50 戸	管理形態	①自主 ②一部 ●全部					
管理組合	●有 ②無	管理会社	(株)宅建管理					
用途地域	①1種低 ②2種低 ③1種中高 ④2種中高 ⑤1種住 ⑥2種住 ⑦準住 ●近商 ⑨商業 ⑩準工 ⑪工業 ⑫工専 ⑬無指定							
土地権利	●所有権 ②地上権 ③賃借権 ④普通地上権 ⑤定期地上権 ⑥普通賃借権 ⑦定期賃借権 ※所有権以外の場合、補足説明を備考欄へ記載							
設備	●都市ガス ②プロパンガス ③電気 ④冷房 ⑤暖房 ●エアコン ⑦給湯 ⑧シャワー ⑨エレベータ ●オートロック ⑩オーナーチェンジ							

**【代行登録に関する取り決め】**  
 ◎記載漏れの場合の原則  
 1) 一般公開...①する 2) 専有面積の計測...①壁芯  
 3) 土地権利...①所有権 4) 築年月の月...1月  
 5) 管理費、修繕積立金等...無しとする  
 ◎所在地...記載どおり登録する  
 ◎駐車場料金に記載があっても、空有等の記載が無ければ入力しない。

**【レインズ物件(専属専任、専任、代理)】**  
 レインズより登録証明書が発行されます。必ず証明書を依頼者へお渡し下さい。

**【免責事項】**  
 代行登録により登録された物件におきまして、いかなる不備や損失が発生した場合でも当協会及び広島県不動産流通センターは一切の責任を負いませんので、ご了承下さい。

**【禁止事項】**  
 以下の場合、不動産オンライン広島のご利用を停止させて頂く場合がございますので、ご注意ください。  
 ●物件管理が行われない場合(成約・削除報告は必ず行ってください。)  
 ●根付業者もしくは消費者(売主)と媒介契約を締結していない物件について登録した場合。  
 ●不実、もしくは著しく事実に相違する情報を登録した場合。  
 ●他の会員並びに協会の名誉を傷つけ、信用を失墜させる行為をした場合。  
 ●利用料金を滞納した場合や流通センターの指導に従っていただけない場合。

※その他、登録の際の注意事項及び、物件管理の仕方はFAX会員用マニュアルをご参照下さい。  
 ※成約・削除報告は必ず行って下さい。

**【土地権利について】**  
 ●取引の対象が借地権であるときは、当該借地権の種類、内容、借地期間及び1ヶ月当たりの借地料  
 ●取引の対象が定期借地権であるときは、保証金、権利金の有無及び額  
**【国土法について】** 届出を要する場合、その旨を表示  
 対象面積  
 ①市街化区域 2,000平方メートル以上  
 ②①を除く都市計画区域 5,000平方メートル以上  
 ③都市計画区域以外の区域 10,000平方メートル以上  
 手続き  
 ●当事者のうち権利取得者が、契約締結後2週間以内に都道府県知事へ届出を行う義務がある。

**【報酬額について】**  
 ①「分かれ」  
 元付業者は、売主より3%+6万円以内を受領し、客付業者は買主より3%+6万円以内を受領するパターンを言う。  
 ②「当方不払い」  
 元付業者は、売主または売主代理である場合と考えられる。客付業者は、買主より3%+6万円以内を受領するパターンを言う。  
 ③「当方片手負担」  
 元付業者が売主である場合と考えられる。元付業者は、客付業者に3%+6万円以内を支払うパターンを言う。この場合、客付業者は、買主より報酬を3%+6万円以内を受領できる状況にある。  
 ④「代理負担折半」  
 元付業者は、代理契約である場合と考えられる。元付業者は、売主より6%+12万円以内を受領し、そのうち客付業者に3%+6万円以内を支払うパターンを言う。この場合、客付業者は買主より報酬を受領できない状況にある。

担当者名	広島 宅建	担当者Tel	090-1111-2222	報酬額	●分かれ ②当方不払 ③当方片手負担 ④代理負担折半 ⑤相談			
商号	広島県不動産流通センター 〒730-0046 広島県広島市中区昭和町11-5			取引態様	●一般 ②専任 ③専属専任 ④代理 ⑤売主			
				TEL	082-243-9507	免許番号	知事(5)1111	
				FAX	082-243-9915	会員番号	9999	

※登録用紙の記入方法は必ず裏面をお読み下さい。専属専任・専任・代理物件はレインズへ登録され、証明書が発行されますので、依頼者へお渡し下さい。

賃居 賃用	●マンション ②アパート ③タウンハウス ④テラスハウス ⑤貸家 ①定期借家	賃料	5.8 万円	礼金	ヶ月又は無	管理費	2,000 円	一般公開	●する ②しない
		敷金	3 ヶ月又は無	保証金	ヶ月又は無	共益費	円	又は無	

所在地	広島県広島市中区昭和町5丁目			物件番号	
	※広島県以外は県名から			自社番号	S01-01
交通	①沿線	広電宇品線	5 分	間取	( 1 ) ①ワンルーム ②K ●DK ④LK ⑤LDK ⑥SK ⑦SDK ⑧SLK ⑨SLDK
※①～③のいずれか必須	②バス	昭和町	バス停より徒歩 3 分	間取内訳	8洋 6DK
	③施設等の名称より	広島市役所	より0.5 km	現況	①居中中 ●空家
専有面積	25.08 m <sup>2</sup>	バルコニー	m <sup>2</sup>	引渡	①即時 ②相談 ●指定 西暦 2004年 10月 (Ⓟ・中・下旬)
築年月	①新築 ●中古 西暦 2000年 10月	駐車場	●空有 ②空無 ③近隣 ④無	駐車敷金	1ヶ月又は無
規模	地上 10 階建ての 5 階部分	駐車月額	5,000 円/1台	駐車礼金	ヶ月又は無
構造	①木造 ②ブロック造 ③鉄骨造 ●RC ⑤SRC ⑥PC ⑦HPC ( )	環境	●住宅地 ②商業地 ③ビル街 ④その他		
賃借期間	2 年 ヶ月(※無い場合は原則として2年とする。)				
設備	●冷房 ②暖房 ③エアコン ④給湯 ⑤バス・トイレ別 ⑥洗濯機置場 ⑦ロフト ⑧フローリング ●エレベーター ●オートロック ⑩学生限定 ⑪法人限定 ⑫事務所使用可 ●ペット相談可 ⑬高齢者相談可 ●日当たり良好 ⑰閑静住宅街 ⑱BS ⑲コンビニ近く ⑳スーパー近く			備考	住宅損害保険料 加入義務有 保険料15,000円/2年

## 【代行登録に関する取り決め】

◎記載漏れの場合の原則

- 1) 一般公開…①する 2) 賃借期間…2年とする
- 3) 金額欄に記載の無い場合…無しとする
- 4) 築年月の月…1月

◎賃貸戸数…1戸とする

◎所在地…記載どおり登録する

◎駐車場料金に記載があっても、空有等の記載が無ければ入力しない。

## 【免責事項】

代行登録により登録された物件におきまして、いかなる不備や損失が発生した場合でも当協会及び広島県不動産流通センターは一切の責任を負いませんので、ご了承下さい。

## 【禁止事項】

以下の場合、不動産オンライン広島のご利用を停止させて頂く場合がございますので、ご注意ください。

- 物件管理が行われない場合(成約・削除報告は必ず行ってください。)
- 根付業者もしくは消費者(売主)と媒介契約を締結していない物件について登録した場合。
- 不実、もしくは著しく事実に相違する情報を登録した場合。
- 他の会員並びに協会の名誉を傷つけ、信用を失墜させる行為をした場合。
- 利用料金を滞納した場合や流通センターの指導に従っていただけない場合。

## 【アパートについて】

- 構造が木造・軽量鉄骨造の場合は「アパート」で登録(3階建てもアパート)

※その他、登録の際の注意事項及び、物件管理の仕方はFAX会員用マニュアルをご参照下さい。

※成約・削除報告は必ず行って下さい。

## 【新築と築年月について】

●広告で“新築”と表示できるのは、建築後1年未満で、かつ未使用の場合のみです。

●完成済の場合は、築年月に表示します。未完成の場合は、「入居予定年月」を備考欄に表示してください。(必須です)

## 【テラスハウス、タウンハウス】

どちらも連棟式住宅に使われる。「テラスハウス」…各住戸の敷地や庭は各住戸が単独で所有している一戸建住宅扱い。「タウンハウス」…敷地は各住戸の専有面積の割合による共有となっている共同住宅扱い。

## 【定期借家】

契約期間満了後の更新が無い制度。更新の代わりに再契約することになる。

## 【報酬額について】

## ①「分かれ」

報酬額を支払う側が、「貸主(賃料の半月分以内)」借主(賃料の半月分以内)」であり、報酬額を受け取る側が、「元付業者(賃料の半月分以内)」客付業者(賃料の半月分以内)」のパターンを言う。

## ②「当方不払い」

報酬額を支払う側が、「借主(賃料の1月分以内)」であり、報酬額を受け取る側が「客付業者(賃料の1月分以内)」のパターンを言う。このケースは元付業者が、貸主または貸主代理である場合。

## ③「当方全額負担」

報酬額を支払う側が、「貸主(賃料の1月分以内)」で報酬額を受け取る側が「客付業者(賃料の1月分以内)」のパターンを言う。このケースは、元付業者が、貸主または貸主代理である場合と考えられる。

## ④「当方半額負担」

報酬額を支払う側が、「貸主(賃料の半月分以内)」借主(賃料の半月分以内)」であり、報酬額を受け取る側が、「客付業者(賃料1月分以内)」のパターンを言う。

このケースは、元付業者が貸主である場合と考えられる。

## ⑤「貸主負担折半」

報酬額を支払う側が、「貸主(賃料の1月分以内)」であり、報酬額を受け取る側が「元付業者(賃料の半月分以内)」客付業者(賃料の半月分以内)」のパターンを言う。

## ⑥「借主負担折半」

報酬額を支払う側が、「借主(賃料の1月分以内)」であり、報酬額を受け取る側が、「元付業者(賃料の半月分以内)」客付業者(賃料の半月分以内)」のパターンを言う。

担当者名	広島 宅建	担当者Tel	090-1111-2222	報酬額	●分かれ ②当方不払 ③当方全額負担 ④当方片手負担 ⑤貸主負担折半 ⑥借主負担折半 ⑦相談			
商号	広島県不動産流通センター 〒730-0046 広島県広島市中区昭和町11-5			取引態様	●媒介 ②貸主 ③代理			
	TEL	082-243-9507	免許番号	知事(5)1111				
	FAX	082-243-9915	会員番号	9999				

※登録用紙の記入方法は必ず裏面をお読み下さい。

賃 事 業	貸 用	●店舗(一括) ②店舗(一部) ③事務所 ④店舗事務所 ⑤工場 ⑥倉庫 ⑦別荘 ⑧ビル ⑨住宅付店舗(一戸建) ⑩住宅付店舗(一部)	賃 料 込	30	万 円	礼 金	ヶ月 又は 〇	一 般 公 開
		①定期借家	敷 金	3	ヶ月 又は 無	保 証 金	ヶ月 又は 〇	●する ②しない

所 在 地	広島県広島市中区昭和町5丁目				物 件 番 号		
	※広島県以外は県名から				自 社 番 号	S01-01	
交 通 ※①～③の いずれか 必須	①沿線 広電宇品 南区役所前 線 駅(電停)より徒歩 5分	間 取					
	②バス 昭和町 バス停より徒歩 3分	現 況	①居住中 ●空家				
	③施設等の名称より 広島市役所より0.5 km	引 渡	①即時 ②相談 ●指定 西暦 2004年 10月 (上・中・下旬)				
管 理 費	2,000 円 又は 無	共 益 費	円 又は 〇	駐 車 場	●空有 ②空無 ③近隣 ④無	駐 車 敷 金	1ヶ月 又は 無
				駐 車 月 額	5,000 円/1台	駐 車 礼 金	ヶ月 又は 無
土 地 面 積	●公簿 ②実測 102.5 m <sup>2</sup>	建 物 (専 有) 面 積	80.5 m <sup>2</sup>	環 境	①住宅地 ●商業地 ③ビル街 ④その他		
築 年 月	①新築 ●中古 西暦 2000年 10月			備 考			
規 模	地上 2 階建ての 階部分 ※一括の場合は所在階は不要						
構 造	①木造 ②ブロック造 ●鉄骨造 ④RC ⑤SRC ⑥PC ⑦HPC ( )						
賃 借 期 間	2 年 ヶ月 (※無い場合は原則として2年とする。)						
設 備	●都市ガス ②プロパンガス ③冷房 ④暖房 ●エアコン ⑥給湯 ⑦洗濯機置場 ⑧エレベーター ⑨オートロック ⑩法人限定 ●飲食店可						

## 【代行登録に関する取り決め】

◎記載漏れの場合の原則

- 1) 一般公開…①する 2) 賃借期間…2年とする
- 3) 金額欄に記載の無い場合…無しとする
- 4) 築年月の月…1月 5) 土地面積の計測…①公簿

◎所在地…記載どおり登録する

◎駐車場料金に記載があっても、空有等の記載が無ければ入力しない。

## 【免責事項】

代行登録により登録された物件におきまして、いかなる不備や損失が発生した場合でも当協会及び広島県不動産流通センターは一切の責任を負いませんので、ご了承下さい。

## 【禁止事項】

以下の場合、不動産オンライン広島のご利用を停止させて頂く場合がございますので、ご注意ください。

- 物件管理が行われない場合(成約・削除報告は必ず行ってください。)
- 根付業者もしくは消費者(売主)と媒介契約を締結していない物件について登録した場合。
- 不実、もしくは著しく事実に相違する情報を登録した場合。
- 他の会員並びに協会の名誉を傷つけ、信用を失墜させる行為をした場合。
- 利用料金を滞納した場合や流通センターの指導に従っていただけない場合。

※その他、登録の際の注意事項及び、物件管理の仕方はFAX会員用マニュアルをご参照下さい。

※成約・削除報告は必ず行って下さい。

## 【築年月と新築の関係について】

広告で“新築”と表示できるのは、建築後1年未満で、かつ未使用の場合のみ。建築されてから誰も入居していない物件でも、1年を過ぎれば新築とは表示することができずに“築後未使用”などの表示となる。また、建築後1年未満でも一旦入居すれば新築ではなく中古となる。

## 【定期借家】

契約期間満了後の更新が無い制度。更新の代わりに再契約することになる。

## 【報酬額について】

①「分かれ」

報酬額を支払う側が、「貸主(賃料の半月分以内)」借主(賃料の半月分以内)」であり、報酬額を受け取る側が、「元付業者(賃料の半月分以内)」客付業者(賃料の半月分以内)」のパターンを言う。

②「当方不払い」

報酬額を支払う側が、「借主(賃料の1月分以内)」であり、報酬額を受け取る側が「客付業者(賃料の1月分以内)」のパターンを言う。このケースは元付業者が、貸主または貸主代理である場合。

③「当方全額負担」

報酬額を支払う側が、「貸主(賃料の1月分以内)」で報酬額を受け取る側が「客付業者(賃料の1月分以内)」のパターンを言う。このケースは、元付業者が、貸主または貸主代理である場合と考えられる。

④「当方半額負担」

報酬額を支払う側が、「貸主(賃料の半月分以内)」借主(賃料の半月分以内)」であり、報酬額を受け取る側が、「客付業者(賃料1月分以内)」のパターンを言う。このケースは、元付業者が貸主である場合と考えられる。

⑤「貸主負担折半」

報酬額を支払う側が、「貸主(賃料の1月分以内)」であり、報酬額を受け取る側が「元付業者(賃料の半月分以内)」客付業者(賃料の半月分以内)」のパターンを言う。

⑥「借主負担折半」

報酬額を支払う側が、「借主(賃料の1月分以内)」であり、報酬額を受け取る側が、「元付業者(賃料の半月分以内)」客付業者(賃料の半月分以内)」のパターンを言う。

担 当 者 名	広島 宅建	担 当 者 Tel	090-1111-2222	報 酬 額	●分かれ ②当方不払 ③当方全額負担 ④当方片手負担 ⑤貸主負担折半 ⑥借主負担折半 ⑦相談		
商 号	広島県不動産流通センター 〒730-0046 広島県広島市中区昭和町11-5			取 引 態 様	●媒介 ②貸主 ③代理		
	TEL	082-243-9507	免 番 許 号	知事(5)1111			
	FAX	082-243-9915	会 員 番 号	9999			

※登録用紙の記入方法は必ず裏面をお読み下さい。

貸 土 地	賃 料	15.5	万円	礼 金	ヶ月 又は 無	土地面積	●公簿 ●実測	35.5	m <sup>2</sup>	一般 公開
	敷 金	3	ヶ月 又は 無	保 証 金	ヶ月 又は 無	私道面積			m <sup>2</sup>	●する ●しない

所在地	広島県広島市中区昭和町5丁目				物件番号		
	※広島県以外は県名から				自社番号	S01-01	
交 通 ※①～③の いずれか 必須	①沿線	広電宇品 南区役所前	線	5	分	地 勢	●平坦 ②高台 ③低地 ④ひな段 ⑤傾斜地 ⑥その他
	②バス	昭和町	バス停より徒歩	3	分	角 地	①一方 ●角地 ③三方 ④四方 ⑤二方
	③施設等の名称より	広島市役所より0.5 km				現 況	●更地 ②上物有(古家付き)
登記地目	●宅地 ②田 ③畑 ④山林 ⑤雑種地 ⑥その他 ( )				引 渡	①即時 ②相談 ●指定 西暦 2004年 10月 ④中・下旬	
都市計画	●市街化 ②非線引 ③調整 ④区域外 ⑤準都市				環 境	①住宅地 ●商業地 ③ビル街 ④その他	
建 ぺ い 率	80%	容 積 率	300%		最 適 用 途	①宅地 ②マンション用地 ③ビル用地 ④店舗用地 ⑤工業用地 ●その他	
用途地域	①1種低 ②2種低 ③1種中高 ④2種中高 ⑤1種住 ⑥2種住 ⑦準住 ●近商 ⑨商業 ⑩準工 ⑪工業 ⑫工専 ⑬無指定				法 令 上 等 備 考	資材置場	
借 地 権	①一般定期借地権 ②建物譲渡特約付借地権 ③事業用借地権 ④普通借地権 ●一時使用						
賃借期間	1 年 ヶ月(※無い場合は原則として2年とする。)						
設 備	●都市ガス ②プロパンガス ●電気 ●上水道 ●下水道 ⑥浄化槽 ⑦側溝						

## 【代行登録に関する取り決め】

◎記載漏れの場合の原則

- 1) 一般公開…①する
- 2) 賃借期間…2年とする
- 3) 登記地目…①宅地
- 4) 土地面積の計測…①公簿
- 6) 金額欄に記載の無い場合…無しとする

◎所在地…記載どおり登録する

## 【免責事項】

代行登録により登録された物件におきまして、いかなる不備や損失が発生した場合でも当協会及び広島県不動産流通センターは一切の責任を負いませんので、ご了承下さい。

## 【禁止事項】

- 以下の場合、不動産オンライン広島のご利用を停止させて頂く場合がございますので、ご注意ください。
- 物件管理が行われない場合(成約・削除報告は必ず行ってください。)
  - 根付業者もしくは消費者(売主)と媒介契約を締結していない物件について登録した場合。
  - 不実、もしくは著しく事実に相違する情報を登録した場合。
  - 他の会員並びに協会の名誉を傷つけ、信用を失墜させる行為をした場合。
  - 利用料金を滞納した場合や流通センターの指導に従っていない場合。

※その他、登録の際の注意事項及び、物件管理の仕方はFAX会員用マニュアルをご参照下さい。

※成約・削除報告は必ず行って下さい。

## 【セットバックについて】

●セットバックを要する部分を含む土地については、その旨を表示し、セットバックを要する部分の面積が概ね10%以上である場合は、その面積も表示。

## 【都市計画、用途地域、建ぺい率、容積率について】

●市街化区域の場合、建ぺい率、容積率、用途地域が必須。

## 【報酬額について】

①「分かれ」

報酬額を支払う側が、「貸主(賃料の半月分以内)」「借主(賃料の半月分以内)」であり、報酬額を受け取る側が、「元付業者(賃料の半月分以内)」「客付業者(賃料の半月分以内)」のパターンを言う。

②「当方不払い」

報酬額を支払う側が、「借主(賃料の1月分以内)」であり、報酬額を受け取る側が「客付業者(賃料の1月分以内)」のパターンを言う。このケースは元付業者が、貸主または貸主代理である場合。

③「当方全額負担」

報酬額を支払う側が、「貸主(賃料の1月分以内)」で報酬額を受け取る側が「客付業者(賃料の1月分以内)」のパターンを言う。

④「当方半額負担」

報酬額を支払う側が、「貸主(賃料の半月分以内)」「借主(賃料の半月分以内)」であり、報酬額を受け取る側が、「客付業者(賃料1月分以内)」のパターンを言う。このケースは、元付業者が貸主である場合と考えられる。

⑤「貸主負担折半」

報酬額を支払う側が、「貸主(賃料の1月分以内)」であり、報酬額を受け取る側が「元付業者(賃料の半月分以内)」「客付業者(賃料の半月分以内)」のパターンを言う。

⑥「借主負担折半」

報酬額を支払う側が、「借主(賃料の1月分以内)」であり、報酬額を受け取る側が、「元付業者(賃料の半月分以内)」「客付業者(賃料の半月分以内)」のパターンを言う。

担当者名	広島 宅建	担当者Tel	090-1111-2222	報 酬 額	●分かれ ②当方不払 ③当方全額負担 ④当方片手負担 ⑤貸主負担折半 ⑥借主負担折半 ⑦相談			
商 号	広島県不動産流通センター 〒730-0046 広島県広島市中区昭和町11-5			取引態様	●媒介 ②貸主 ③代理			
				TEL	082-243-9507	免 許 番 号	知事(5)1111	
		FAX	082-243-9915	会 員 番 号	9999			